

Ⅱ 人権教育の基本構想

1 学校（園）における人権教育の目標

学校（園）においては、人権尊重の理念及び人権教育の目標についての考え方を基本としつつ、幼児児童生徒や学校（園）の実態等に応じて、人権教育によって達成しようとする目標を具体的に設定し、主体的な取組を進めることが求められます。

(1) 幼稚園・保育所等

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であり、この時期に人権尊重の精神が感性として育まれるように努める必要があります。

| 目 標 | | |
|---|--|--|
| 身近な人々や自然とのかかわりを通して、生命の大切さや他の人の違いやよさに気付くとともに、自他を大切にし、互いに協力していこうとする実践力を身に付ける。 | | |
| 知 識 | 価値観 | 技 能 |
| 家族や身近な人とのかかわりの中で、自分と友達との違いや互いのよさに気付く。 | 相手がいやな気持ちになる言動を正そうとするとともに、互いに協力して生活しようとする。 | 相手を大切にしながら自分の思いを表現することができるのと同時に、よいと思うことを進んで行うことができる。 |

(2) 小学校

児童期は、知的な面でも、心の面でも、身体的な面でも発育・発達が著しい時期です。

低学年は、学校での規則的な生活や友人関係などを通して、自分の思いどおりにならないことに気付き、しだいに自己中心的な考えや言動が減少していく時期です。

「徒党時代」と言われる中学年の時期は、それまでの流動的であった友人関係に固定化が見られ、常に行動を共にする仲間ができてきます。自分の仲間集団と他の仲間集団との区別がはっきりしてくるので、仲間との行動を通して、自分が仲間からどのように評価されているのかを気にするようになり、自分への認識が深まる時期でもあります。

高学年の時期は、男女間の閉鎖的な仲間関係から脱却して、学級全体としての仲間意識をもつようになり、集団の一員としての所属感や役割意識を自覚するようになります。

このような時期をとらえて、様々な人々とかかわりをもたせたり、集団活動に積極的に取り組ませたりすることにより、自他の人権を大切にしようとする実践力を育てることが必要です。

| 目 標 | | | |
|--|---|--|--|
| すべての人が幸せに生きるために、生命を大切にすることを理解し、自他のよさや違いを認め合いながら、共に生きていこうとする態度や人権を大切にしようとする実践力を身に付ける。 | | | |
| | 知 識 | 価値観 | 技 能 |
| 低 学 年 | 家族や身近な人とかかわりの中で、自分と友達との違いや互いのよさに気付くとともに、それぞれがかけがえのない存在であることを知る。 | 人を傷つける言動を正そうとともに、家族や身近な人とかかわりを持ち、協力して生活しようとする。 | 相手の気持ちを考えながら、自分の思いを表現することができるとともに、よいと思うことを進んで行うことができる。 |
| 中 学 年 | 集団の中には様々な人々がいて、それぞれの思いや考え方が違うことに気づき、すべての人が人として大切にされなければならないことを理解する。 | 人を傷つける差別的な言動を正そうとともに、互いの個性を尊重し、地域社会の人々と共に生きていこうとする。 | 相手の気持ちを受け止めながら、自分の思いを表現したり、伝えたりすることができるとともに、正しいと思うことを勇気をもって行うことができる。 |
| 高 学 年 | 他の人と協力し、助け合うことの大切さを認識するとともに、身近な生活の中の差別や偏見に気づき、基本的人権について理解する。 | だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平にするとともに、互いの個性を尊重し、すべての人と共に生きていこうとする。 | 相手の立場に立って、自分の思いを適切に表現したり、伝えたりすることができるとともに、いじめや差別をなくしていくことができる。 |

(3) 中学校

中学校段階は、心身ともに発達が著しく、自分の人生をよりよく生きたいという内からの願いが強くなってくる時期です。生徒は、自らの行動は自ら選択決定したいという要求を高め、同時に、自分の将来における生き方や進路を模索し始めます。

生徒自身の生き方への関心に基づいて、現在及び将来のよりよい生き方を考えて行動する態度や能力を主体的に育成することができるように指導することが大切です。

| 目 標 | | |
|---|--|--|
| 人権の概念及び様々な人権課題について理解するとともに、自他の生命を尊重し、互いを認め合いながら、差別のない集団や社会を共に作り出そうとする実践力を身に付ける。 | | |
| 知 識 | 価値観 | 技 能 |
| 権利と義務の関係など人権にかかわる概念及び様々な人権課題についての認識を深めるとともに、自分や他の人の個性や立場を尊重することの大切さを理解する。 | 違いを認め合い、互いの個性を尊重し、協力し合って差別や偏見のない共に生きる社会をつくらうとする。 | 自分も相手も大切にしたい自己表現ができるとともに、差別や偏見を見抜き、身近な人権に関する問題を解決することができる。 |

(4) 高等学校

高等学校段階は、人生の在り方や生きることの意味を問うたり、自分を取り巻く人間関係や社会の在るべき姿について考えを深めたりする時期です。生徒はこれらの模索の中で、自分なりの人生観や価値観を形成していきます。

この時期には、あらゆる場と機会をとらえて、人権に関する学習に取り組みせ、人間としての在り方生き方を真剣に考えさせるとともに、確かな人権感覚を身に付けさせるような指導を行うことが大切です。

| 目 標 | | |
|---|--|--|
| 人権の概念及び様々な人権課題についての理解と認識を深め、生命に対する畏敬の念を養うとともに、よりよい社会の実現に向けて、他者と共生していくことができる実践力を身に付ける。 | | |
| 知 識 | 価値観 | 技 能 |
| 人権の概念及び様々な人権課題についての認識を深めるとともに、自らも社会の一員であることを自覚し、共に生きていくことの大切さを理解する。 | 多様性や価値観の違いを認め、個性を尊重し、差別や偏見のない共生社会をつくらうとする。 | 自他を大切にしたい自己表現ができるとともに、社会に見られる差別や偏見を見抜き、身近な人権問題を解決することができる。 |

(5) 特別支援学校

特別支援学校では、障がいのある人の自立と社会参加を目指して、幼（保）・小・中・高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいに基づく種々の困難を克服するための指導を行います。その際、障がいの状態及び発達段階を考慮した指導を行う必要があります。

| 目 標 | | |
|--|---|--|
| 知 識 | 価値観 | 技 能 |
| 自分の障がいの特性を知り、身近な集団における自分の役割と互いに協力することの大切さを理解するとともに、障がいに対する差別や偏見の不合理性とそれを解決することの重要性を知る。 | 人を傷つける差別的な言動に気付き正そうとするとともに、様々な人々や社会とのかかわりをもちながら共に生きていこうとする。 | 自分の思いや考えを相手に伝えることができるとともに、正しいと思うことを勇気をもって行うことができる。 |

2 校種間の連携及び家庭・地域社会との連携

本県においては、校種間連携を重視した一貫性のある教育指導の充実に向けての気運が高まりつつあります。また、学校（園）と家庭・地域社会との連携を深め、相互に協力し合いながら、幼児児童生徒の学力向上や健全育成を図っていかうとする意識も受け継がれてきています。そして、校種間の接続を図り、学校（園）相互の情報交換を進めながら、発達段階に即した一貫性のある指導を行ったり、学校（園）と家庭や地域社会が相互に担うべき役割を明確にした上での協力体制を構築したりして、幼児児童生徒の発達段階に応じた教育の充実に対応することを目指しています。

人権教育の推進についても、各学校（園）における指導の充実に加えて、校種間の接続を考慮した一貫性のある指導や家庭・地域社会との連携・融合の教育をいかに機能させていくかが大きな鍵となります。

(1) 校種間の連携

幼児児童生徒の成長の過程に焦点を当てると、各学校（園）段階における学習活動は、校種間においても連続性をもつべきものであり、幼（保）小中高を通して、一貫した指導体制を構築することが必要です。また、幼（保）小中高と地域の特別支援学校は、交流教育や共同学習を積極的に推進することが大切です。そして、学習指導や生徒指導、進路指導における双方向の連携を推進する中で、指導の一貫性や継続性を図り、系統的なカリキュラムの設定や効果的な指導方法等の工夫改善に努めることが大切です。

そのためには、各学校（園）段階における幼児児童生徒の実態や指導内容・方法等について情報交換を行うとともに、カリキュラムの開発に共同で取り組むことが求められます。

具体的には、従前から取り組まれてきた幼児児童生徒間交流をさらに積極的に進めたり、個に応じた指導方法の工夫改善のための学校間の共同研究を行ったりするとともに、校種や学年段階を踏まえた系統的な人権教育カリキュラムづくりを行うことなどが考えられます。

(2) 学校（園）と家庭との連携

家庭は、幼児児童生徒の人格を形成する重要な場であり、人を大切にする人権教育の出発点です。保護者が愛情と信頼に基づいて子育てをすること、偏見をもたず、差別をしない生き方を日常生活において実践することは、幼児児童生徒に基本的信頼感を育み、人権感覚を醸成する上で重要な意味をもっています。

また、教職員と保護者が密接な連携を図ることは人権が大切にされる環境を整える取組として重要です。さらには、学校（園）と家庭の接点として地域社

会の教育に影響力をもつPTAや子ども会等の取組は、幼児児童生徒の人権感覚の醸成にも大きくかかわってきます。

学校（園）は、家庭の教育力を高め、保護者等の主体的な活動を促すためにも、人権や子育てにかかわる情報や学習機会の提供、教育相談の充実などを積極的に行っていくとともに、家庭との連携を強めていくことが求められます。

(3) 学校（園）と地域社会との連携

人権教育の推進にとって、地域社会の在り方やそこに住む人々の見方、考え方は、幼児児童生徒の人権感覚の醸成にも大きな影響を与えます。幼児児童生徒は、地域社会で様々な人々と出会ったり、多様な価値観に触れたりしながら、他者を尊重する態度や共に生きていく姿勢を身に付けていきます。その意味においても、人権を尊重する地域づくりに向けて、学校（園）は地域社会と密接に連携を図っていくことが求められます。

また、学校（園）では効果的な教育活動を展開するため、「地域に開かれた学校（園）づくり」が進められていますが、これからもさらに積極的に地域に働きかけ、その取組を多様に展開する必要があります。

特に、学校（園）においては、学校（園）を地域社会の共有財産ととらえ、地域に人材や施設を提供したり、地域社会の多様な人材を学校教育活動の中で活用したりするなど、学校（園）と地域社会とのつながりを深めつつ人権教育を推進することが大切です。

(4) 中学校区を単位とした人権教育の取組

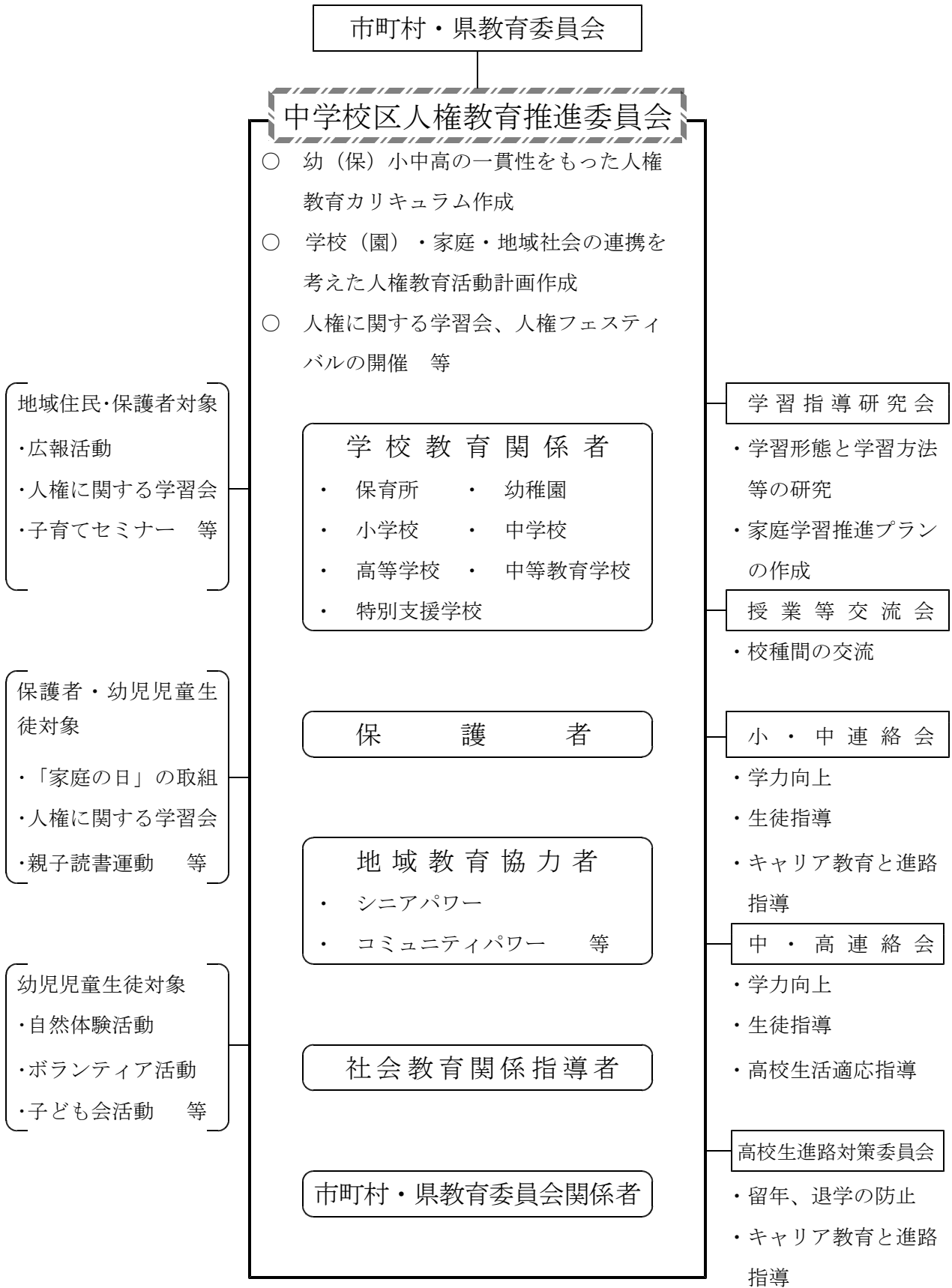
本県においては、学力向上を目的として小中高連携の取組が積極的に進められてきています。また、就学前教育と小学校教育の連携を図る取組も始められたところですが、今後は、このような取組を人権教育にも取り入れるとともに、地域が一体となった人権教育の取組を推進していくことが求められます。

そのためには、学校（園）・家庭・地域・市町村教育委員会、その他関係機関等の代表者による中学校区人権教育推進委員会を組織するなど、人権教育の推進体制づくりに努める必要があります。

そして、「幼（保）小中高の一貫性をもった人権教育カリキュラム」や「学校（園）・家庭・地域社会の連携を考えた人権教育活動計画」などを作成し、学校（園）相互の交流授業や研究発表会を実施したり、様々な人々との交流会を行ったり、人権に関する学習会や人権フェスティバルを開催したりするなど、人権教育を積極的に推進するためのシステムを構築し、継続して取り組まれるようにすることが大切です。

このように、地域の総合的な教育力を高め、幼児児童生徒の心の居場所と参画の場を保障するとともに、幼児児童生徒と共に大人自身が人権感覚を醸成することができるように、地域のネットワークを整えていくことが求められます。

中学校区推進体制(例)



3 指導計画の作成

(1) 人権教育の全体構想

人権教育は学校（園）のすべての教育活動の中で行うものであり、各学校（園）は、それぞれの実態に即し、幼児児童生徒の人権尊重の視点から教育活動を見直し、工夫改善を図るために全体構想を作成することが求められます。そして、各学校（園）の人権教育の目標や目指す幼児児童生徒像及び具体的に実践するための重点等を全体構想に明記することが、効果的な推進につながります。

また、全体構想の作成に当たっては、校長（園長）の学校（園）経営方針等に基づき、全職員が共通理解を図りながら進めることが大切です。

(2) 人権教育の年間指導計画

人権教育を効果的に推進するためには、幼児児童生徒に対して人権尊重の精神を培い、差別意識の解消に努める人間を育成することを目指して、各学校（園）において年間指導計画を作成し、人権教育を意図的、計画的に進めることが大切です。

年間指導計画の作成に当たっては、憲法、教育基本法の理念はもとより、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」及び「宮崎県人権教育基本方針」等を踏まえなければなりません。

- ① 年間指導計画は、学校（園）、幼児児童生徒、地域の実態に応じた目標、指導内容、指導方法、教材、時期・時間、人権教育との関連の項目を設定し、全職員の共通理解によって作成する。
- ② 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間（幼稚園は各領域、保育所は内容構成）の中で、人権尊重に関する内容について指導する場合には、それらの時間を年間指導計画の中に位置付ける。
- ③ 各教科、領域等の年間指導計画の中に、「人権教育との関連」についての項目を位置付け、人権教育の目標が効果的、効率的に達成されるようにする。

(3) 人権教育と教科等とのかかわり

① 領域（保育所においては、内容構成）と人権教育

幼稚園の「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の各領域では、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で友達を大切に、互いに認め合おうとする態度を育成するための教育（保育）活動が展開されるような年間指導計画を作成しなければなりません。

② 各教科・科目と人権教育

各教科・科目の目標や内容は、人権尊重につながる科学的・合理的なものの見方、考え方や人間性の育成と密接に関連をもつものです。したがって、各教科・科目の目標の達成を図ることが、人権教育の目標の達成にもつながることを踏まえて指導を充実させることが必要です。またその際、人権教育との関連についても、十分に考慮して指導していくことが望まれます。

③ 道徳と人権教育

道徳では、教師と児童生徒が共に考え、共に語り合い、人間としてのよりよい生き方を求めていくことが大切です。特に、生命の尊重、人格の尊重、人権の尊重、人間愛など人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培うための内容は、人権教育の目標と深くかかわるものです。

したがって、道徳の時間の指導においては、児童生徒の発達段階に即して、人権教育の目標を踏まえた指導計画を作成することが大切です。

④ 特別活動と人権教育

話合いやグループ活動を通して、助け合いや思いやりの心を育てたり、学校行事等におけるボランティア活動などの社会体験や自然体験などを通して豊かな心を育てたりすることは、人権教育の目標に結びつくものです。

そこで、特別活動の実施に当たっては、特別活動の目標や特質を踏まえるとともに、人権教育の目標に基づいた年間指導計画を作成することが大切です。特に、児童生徒の日常生活に見られる人間関係の問題や様々な人権問題に関する内容については、学級活動やホームルーム活動において指導の充実が図られるように指導計画に位置付けることが求められます。

なお、時間の配当については、人権教育と関連の深い内容を、学校の実態に合わせて、学級活動及びホームルーム活動の年間指導計画の中に位置付けることが望まれます。

⑤ 総合的な学習の時間と人権教育

総合的な学習の時間は、自ら学び自ら考え、問題を解決する力などの生きる力の育成や学び方やものの考え方の習得などのねらいの下、各教科等で身に付けられた知識や技能を相互に関連付け、総合的に働くようにすることを目指すものです。

この時間を通して、各教科等の時間に培った人権尊重に関する知識・価値観・技能を相互に関連付けて深めさせたり、新たに身に付けさせたりして、総合的に働くようにすることが大切です。

(4) 教育の中立性の確保

学校教育における教育活動は、教育の中立性という立場から、特定の立場に立つ団体等から不当な圧力を受けることなく、政治運動や社会運動と明確に区別する必要があります。したがって、教育課程の編成や年間指導計画に基づく人権に関する具体的な授業を行うに当たっては、学校（園）は公教育を行うものとして、特定の主義主張に偏ることなく、教育の中立性を確保していく必要があります。

(5) 個人情報やプライバシーに関することへの配慮

学校（園）においては、様々な個人情報が蓄積されています。教職員は、県及び市町村の個人情報保護条例の理念や内容を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護について十分に配慮する必要があります。

4 学習指導、生徒指導、進路指導、学級経営等の配慮事項

学校（園）では、幼児児童生徒が社会生活を営む上で必要な「人権尊重に関する正しい知識」「人権尊重に関する望ましい価値観」「よりよい人間関係をつくるための技能」を確実に身に付けることを通して、人権感覚の育成が図られなければなりません。そのためには、それぞれの学校（園）における教育目標の実現を目指し、全教育活動の中で人権教育を推進する必要があります。

具体的には、以下のような内容に十分配慮して取り組むことが求められます。

(1) 幼稚園・保育所等

〔基礎的事項〕

- 基本的な生活習慣の形成を図るとともに、子どもの気持ちを温かく受容し、個人差を考慮して、子どもが安定して行動できるようにする。
- 子どもを取り巻く環境に十分に留意し、快適に生活できるようにする。

〔健康〕

- 一人一人の子どもと教職員との温かい触れ合いの中で、日常生活の直接的な体験を通して、健康で安全な生活を送ることができるように、基本的な生活習慣を身に付けさせるようにする。

〔人間関係〕

- 集団の中で、人とかかわる力を育てることができるようにする。
- 友達とのかかわりの中で、他の人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、豊かな心情が育つようにする。

〔環境〕

- 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりできるようにする。
- 身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりして、社会や自然の事象に関心をもつことができるようにする。

〔言葉〕

- 日常会話や絵本・童話などを通して、様々な言葉のきまりや面白さなどに気付き、言葉の感覚が豊かになるようにする。
- 相手がいやな気持ちになる言葉があることに気付くことができるようにする。
- 教職員や友達とかかわることを通して、言葉を交わす喜びを味わえるようにする。

〔表現〕

- 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにし、様々な表現を楽しむことができるようにする。
- 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わうことができるようにする。

(2) 小学校

① 学習指導における配慮事項

- 一人一人の児童の実態に配慮した「わかる授業」を行い、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、学力の向上が図られるようにする。
- 個人の尊厳を重んじるとともに、科学的・合理的なものの見方、考え方を育てるようにする。
- 児童の主体的な学習を通して相互に助け合い、認め合い、共に高め合うことができるようにする。
- 学習の評価を指導に生かし、一人一人の学習意欲を高めるようにする。
- 道徳の時間においては、人権教育と関連付けて指導が展開されるようにする。
- 特別活動においては、児童相互が協力し合い、諸問題への対応や解決の仕方を学ぶなど、具体的な活動を通して学ぶようにする。
- 総合的な学習の時間等においては、社会体験や自然体験など、多様な体験活動を通して、生命を尊重し共に生きようとする態度や行動につながる力を育成するようにする。

② 生徒指導における配慮事項

- 心が触れ合う機会や場を設け、教職員と児童及び児童相互の人間関係が深まるようにする。
- 家庭との連携を図りながら、基本的な生活習慣や生活上のルールやマナーなどの社会規範を身に付けさせるために、全職員が一貫性をもって継続的に指導に取り組むようにする。
- 差別や偏見の不合理性に気付かせ、いじめ等の人権に関する問題の解決を図るようにする。
- 配慮が必要な児童について、全職員が共通理解の下、支援を行うようにする。
- 児童の言動の背景にある生活の実態を正しく把握するとともに、保護者の思いや願いを十分に受け止め、助言や指導を行うようにする。

③ 将来の生き方や進路などを考える指導における配慮事項

- 児童の身の回りにある様々な職業について紹介し、勤労の尊さや人間としての望ましい生き方について考えさせるようにする。
- 児童が自分の可能性やよさに気付くような手立てをとるようにする。
- 児童が夢や希望をもち、将来の生き方を考えられるような手立てをとるようにする。
- 進路選択については、児童や保護者の希望を尊重し、適切な支援を行うようにする。
- 進路に関する調査等の個人情報については、慎重に取り扱うようにする。

④ 学級経営における配慮事項

- 学校の教育目標や学年の指導方針等を踏まえ、児童の発達段階や学級の実態に即して、人権教育にかかわる学級経営の目標を設定し、具体化を図るようにする。
- 一人一人の児童の個性や能力を発揮できる場を設定し、学級の一員としての存在感をもつことができるようにする。
- 児童が相互に人権を尊重し合い、認め合うことができるように言葉遣いや掲示物などの教育環境を整えるようにする。

(3) 中学校

① 学習指導における配慮事項

- 一人一人の生徒の実態に配慮した「わかる授業」を行い、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、学力の向上が図られるようにする。
- 個人の尊厳を重んじるとともに、科学的・合理的なものの見方、考え方を育てるようにする。
- 生徒の主体的な学習を通して、認め合い、共に高め合うことができるようにする。
- 学習の評価を指導に生かし、一人一人の学習意欲を高めるようにする。
- 道徳の時間においては、人権教育と関連付けて指導が展開されるようにする。
- 特別活動においては、生徒相互が協力し合い、諸問題への対応や解決の仕方を学ぶなど、具体的な活動を通して学ぶようにする。
- 総合的な学習の時間等においては、社会体験や自然体験など、多様な体験活動を通して、生命を尊重し共に生きようとする態度や行動につながる力を育成するようにする。

② 生徒指導における配慮事項

- 心が触れ合う機会や場を設け、教職員と生徒及び生徒相互の人間関係が深まるようにする。
- 家庭との連携を図りながら、基本的な生活習慣や生活上のルールやマナーなどの社会規範を身に付けさせるために、全職員が一貫性をもって継続的に指導に取り組むようにする。
- 差別や偏見の不合理性を理解させ、いじめ等の人権に関する問題の解決を図るようにする。
- 配慮が必要な生徒について、全職員の共通理解の下、支援を行うようにする。
- 生徒の言動の背景にある生活の実態を正しく把握するとともに、保護者の思いや願いを十分に受け止め、助言や指導を行うようにする。

③ 進路指導における配慮事項

- 人間としての望ましい生き方を考えさせるようにする。
- 生徒自身が自分の可能性や能力・適性に気付くように自己理解を深めさせるようにする。
- 望ましい職業観・勤労観を育むキャリア教育を充実し、働くことの意義や職業についての理解を深めさせ、自らの進路を主体的に選択できるようにする。
- 収集した情報を活用して、将来の夢や職業を思い描き、自分にふさわしい職業や仕事への関心・意欲が高められるようにする。
- 集団の中で適応する力を育むために、家庭や地域社会等との連携を推進し、様々な人々との人間関係の構築が図られるようにする。
- 進路決定については、生徒の希望や保護者の意見を尊重し、生徒の能力・適性、興味・関心等を把握した上で、適切な支援を行うようにする。
- 進路に関する調査等の個人情報については、慎重に取り扱うようにする。
- 入学者選抜（選考）試験等終了後、公平・公正な面接が行われたかどうかを生徒に確認し、違反質問と思われる事象があった場合には、迅速かつ的確に対応できるようにする。

④ 学級経営における配慮事項

- 学校の教育目標や学年の指導方針等を踏まえ、生徒の発達段階や学級の実態に即して、人権教育にかかわる学級経営の目標を設定し、具体化を図るようにする。
- 一人一人の生徒の個性や能力を発揮できる場を設定し、学級の一員としての存在感をもつことができるようにする。
- 生徒が相互に人権を尊重し合い、認め合うことができるように言葉遣いや掲示物などの教育環境を整えるようにする。

(4) 高等学校

① 学習指導における配慮事項

- 一人一人の生徒の実態に配慮した「わかる授業」を行い、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、学力の向上が図られるようにする。
- 個人の尊厳を重んじるとともに、科学的・合理的なものの見方、考え方を育てるようにする。
- 意見交換の場やグループ学習などの生徒による主体的な学習を通して、認め合い、共に高め合うことができるようにする。
- 学習の評価を指導に生かし、一人一人の学習意欲を高めるようにする。
- 各教科・科目等において、人権教育と関連付けた指導を行うようにする。
- 特別活動においては、生徒相互が協力し合い、諸問題への対応や解決の仕方を学ぶなど、具体的な活動を通して学ぶようにする。
- 総合的な学習の時間等においては、社会体験や自然体験など、多様な体験活動を通して、生命を尊重し共に生きようとする態度や行動につながる力を育成するようにする。

② 生徒指導における配慮事項

- 心が触れ合う機会や場を設け、教職員と生徒及び生徒相互の人間関係が深まるようにする。
- 家庭との連携を図りながら、社会人として必要な生活上のルールやマナーなどの社会規範を身に付けさせるために、全職員が一貫性をもって継続的に指導に取り組むようにする。
- 望ましい生活習慣の形成に、家庭との連携を図りながら、全職員が一貫性をもって継続的に指導に取り組むようにする。
- 差別や偏見の不合理性を理解させ、いじめ等の人権に関する問題の解決を図るようにする。
- 配慮が必要な生徒について、全職員の共通理解の下、支援を行うようにする。
- 生徒の言動の背景にある生活の実態を正しく把握するとともに、保護者の思いや願いを十分に受け止め、助言や指導を行うようにする。

③ 進路指導における配慮事項

- 人間としての在り方生き方について自覚を深めさせるようにする。
 - 生徒自身が自分の可能性や能力・適性に気付くように自己理解を深めさせるようにする。
 - 望ましい職業観・勤労観を育むキャリア教育を充実し、働くことの意義や職業についての理解を深めさせ、自らの進路を主体的に選択できるようにする。
 - 収集した情報を活用して、生きがい・やりがいがあり、自己を生かせる生き方や進路の実現に取り組むことができるようにする。
 - 集団の中で適応する力を育むために、家庭や地域社会等との連携を推進し、様々な人々との人間関係の構築が図られるようにする。
 - 進路決定については、生徒の希望や保護者の意見を尊重し、生徒の能力・適性、興味・関心等を把握した上で、適切な支援を行うようにする。
 - 進路に関する調査等の個人情報については、慎重に取り扱うようにする。
 - 生徒の就職の応募に当たっては、以下の点に配慮する。
 - ・ 全国高等学校統一用紙を使用する。
 - ・ 応募・選考等で本人の能力・適性以外の理由で差別されることのないように、全教職員が統一用紙の意義を十分理解して指導に当たる。
 - ・ 試験終了後、公平・公正な面接が行われたかどうかを生徒に確認し、違反選考と思われる事象があった場合には、迅速かつ的確に対応する。
- ※ 入学者選考（選抜）試験においても同様とする。

④ ホームルーム経営における配慮事項

- 学校の教育目標や学年の指導方針等を踏まえ、生徒の発達段階や学級の実態に即して、人権教育にかかわるホームルーム経営の目標を設定し、具体化を図るようにする。
- 一人一人の生徒の個性や能力を發揮できる場を設定し、ホームルームの一員としての存在感をもつことができるようにする。
- 生徒が相互に人権を尊重し合い、認め合うことができるように言葉遣いや掲示物などの教育環境を整えるようにする。

(5) 特別支援学校

幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校における人権教育推進上の配慮事項に準じますが、さらに以下の事項に配慮して人権教育の推進に努める必要があります。

- 各教科、道徳、特別活動、自立活動、総合的な学習の時間等の指導に当たっては、一人一人の幼児児童生徒の障がいの状態等に応じて、目標・内容等を人権尊重の視点から十分吟味して、指導計画を作成し、系統的・発展的に指導を行うようにする。
- 幼児児童生徒一人一人が障がいに基づく種々の困難を改善・克服し、能力、可能性を最大限に伸ばすことができるようにする。
- 地域社会の一員として、主体的に自立し社会参加することができるように、様々な交流の機会を適切に設けるようにする。
- 一人一人が地域社会の中で積極的に活動し、心豊かに生きることができるよう、家庭や福祉・医療・労働等の関係諸機関との連携を積極的に図るようにする。

5 学校（園）における推進体制の確立と教職員の研修

各学校（園）において、人権教育の組織的な取組を推進するに当たっては、推進体制を確立するとともに、人権教育担当者の役割を明確にし、教職員の研修の充実を図ることが求められます。

(1) 推進体制の確立

教職員の人権教育に関する研修の企画立案、年間指導計画の策定や毎年の実践・点検・評価のとりまとめ等を行うための推進体制を確立することは、人権教育の目標の具体化を図る上からきわめて重要です。

そこで、校長（園長）のリーダーシップの下、人権教育担当者をはじめ、学年主任、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任等で構成された校内人権教育推進委員会を組織し、実効性のある推進体制を確立することが求められます。

(2) 人権教育担当者の役割

人権教育に関する企画立案、推進委員会の運営及び人権教育の推進に関する調整等、学校（園）全体の指導的役割を果たす人権教育担当者は、校内（園内）推進体制の要の役割を担っています。

人権に関する情報を定期的にまた不定期的に職員に提供したり、校内（園内）における人権教育の研修が充実するように努力したり、人権侵害が生じた場合には、校長（園長）の指示に従って、迅速に対応したりするなどの役割を果たすように努めることが求められます。

(3) 教職員の研修

人権教育の効果を上げ、幼児児童生徒の人権感覚を健全に育成していくためには、その教育・学習の場である学校（園）・学級自体が、自らの大切さや他の人の大切さを認めていくような環境であることが求められます。

このような環境の一つに、教職員の言動があります。教職員の言動は、幼児児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼします。教職員が使う言葉の中には、幼児児童生徒が勇気付けられるものもあれば、逆に心の傷になるものもあります。また、教職員の態度や行動が、幼児児童生徒に差別や偏見の意識を植え付けてしまうこともあります。

したがって、教職員は、自らの言動が幼児児童生徒の人権を侵害することのないよう常に意識をするとともに、教職員同士の間においても互いを尊重する態度を大切にしなければなりません。

各学校（園）においては、教職員自身の人権感覚を高め、人権教育に関しての指導内容や方法等の充実・改善を図るために、組織的・計画的に研修を進めていくことが重要です。

ア 研修内容

(7) 教職員の人権感覚の高揚

教職員自身が、自らの言動を振り返るとともに、人権尊重に関する正しい知識、人権尊重に関する望ましい価値観、よりよい人間関係をつくるための技能を身に付け、人権感覚を高めることができるような研修を行う。

(イ) 幼児児童生徒の理解

学校（園）が組織として、具体的な事例を通して幼児児童生徒の指導の在り方について考えたり、幼児児童生徒理解を深める手立てについて学んだりする研修を行う。その際、個人情報の取扱いには十分配慮する。

(ウ) 人権課題の理解

子ども、女性、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、ハンセン病患者・元患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、性的少数者、刑を終えて出所した人、その他の人権課題などについて、全職員が理解と認識を深めることを目的とした研修を行う。

(エ) 指導内容・方法等の充実・改善

各教科等と人権教育との関連を図り、授業実践や研究協議等を通して、幼児児童生徒の人権感覚を養うための効果的な授業内容や方法及び学習教材等について充実・改善を図る研修を行う。

(オ) 推進体制の充実・改善

中学校区を単位とした人権教育の取組など、地域で人権教育を推進していくための組織づくりやネットワーク構築を目的とした研修を行う。

イ 研修形態及び方法

研修形態としては、全体研修、グループ別研修、個別研修などが考えられます。目的に応じて適切に選択するとともに、場合によっては、相互に補完しながら研修を進めることが大切です。

研修の方法としては、理論研究、授業研究、講義、講演・講習会、事例研究、フィールドワーク、参加体験型学習（ワークショップ）、K J法的手法などがあります。